

※ 就労支援事業会計処理基準は、新社会福祉法人会計基準における就労支援事業の取扱いに準じた改正を行っていることから、ここで示す就労支援事業事業活動計算書（別紙１）、就労支援事業事業活動内訳表（別紙２）についても、便宜上、新社会福祉法人会計基準を参考とした様式を示しているが、実際には、各法人制度で使用するものとされている会計基準において相当する様式に記載して頂き差し支えない。

別紙 1

就労支援事業事業活動計算書
(自) 平成28年4月1日 (至) 平成29年3月31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A) - (B)
サービス活動増減の部	収益	就労支援事業収益	7,251,881	
		障害福祉サービス等事業収益	49,802,278	
		経常経費寄附金収益	4,320,508	
		その他の収益	403	
		サービス活動収益計 (1)	61,375,070	
	費用	人件費	43,158,466	
		事業費	6,296,413	
		事務費	7,538,910	
		就労支援事業費用	723,695	
		利用者負担軽減額		
減価償却費				
国庫補助金等特別積立金取崩額				
徴収不能額				
徴収不能引当金繰入				
その他の費用				
サービス活動費用計 (2)	57,717,484			
サービス活動増減差額 (3) = (1) - (2)		3,657,586		
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益		
		受取利息配当金収益		
		有価証券評価益		
		有価証券売却益		
		投資有価証券評価益		
		投資有価証券売却益		
		その他のサービス活動外収益		
	サービス活動外収益計 (4)	0		
	費用	支払利息	69,109	
		有価証券評価損		
有価証券売却損				
投資有価証券評価損				
投資有価証券売却損				
その他のサービス活動外費用				
サービス活動外費用計 (5)	69,109			
サービス活動外増減差額 (6) = (4) - (5)		△69,109		
経常増減差額 (7) = (3) + (6)		3,586,586		
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益		
		施設整備等寄附金収益		
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益		
		固定資産受贈額		
		固定資産売却益		
		その他の特別収益		
		特別収益計 (8)		
	費用	基本金組入額		
		資産評価損		
		固定資産売却損・処分損		
国庫補助金等特別積立金取崩額 (除却等)				
国庫補助金等特別積立金積立額				
災害損失				
その他の特別損失	2,349,884			
特別費用計 (9)	2,349,884			

	特別増減差額(10)=(8)-(9)	△2, 349, 884		
当期	活動増減差額(11)=(7)+(10)	1, 236, 702		
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	△690, 469		
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	546, 233		
	基本金取崩額(14)			
	その他の積立金取崩額(15)			
	その他の積立金積立額(16)			
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	546, 233		